

新ナンバープレート導入推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新ナンバープレート導入推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会規約（以下「実行委員会規約」という。）第9条第1項の規定により設置し、魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会（以下「実行委員会」という。）の活動に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 新ナンバープレートの導入に関して必要な協議及び調整
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 協議会は、実行委員会規約第2条に規定する目的に賛同する委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、協議会を総務し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは会議に出席し、必要に応じて意見を述べるすることができる。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会の会長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席することができない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第9条 協議会に、第3条の事業のうち具体的な活動についての協議及び調整をするため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、これを総務する。

5 部会は、第1項の事業が終了したときは、解散する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、南魚沼市総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、実行委員会の会長が定める。

附 則

この規約は、平成29年9月29日から施行する。

新ナンバープレート導入推進協議会委員

所 属	氏 名
六日町商工会	鈴木 省三
大和商工会	青木 文治
塩沢商工会	中嶋 成夫
一般社団法人南魚沼市観光協会	南雲 武士
魚沼みなみ農業協同組合	小倉 一男
しおざわ農業協同組合	種村 正照
一般社団法人雪国青年会議所	大平 秀司
南魚沼市女子力観光プロモーションチーム	岡崎 里香
天地人ガイドの会	町田 仁美
十日町商工会議所	丸山 秀二
十日町市商工会連絡協議会	杉谷 清之
一般社団法人十日町市観光協会	青柳 安彦
十日町農業協同組合	柄澤 和久
公益社団法人十日町青年会議所	重野 剛基
十日町市地域自治組織連絡協議会	村山 幸夫
十日町市地域自治組織連絡協議会	中村 昭次
魚沼市商工会連絡協議会	井口 政秀
一般社団法人魚沼市観光協会	三友 泰彦
北魚沼農業協同組合	坂大 貞次
一般社団法人魚沼青年会議所	三友 玲央
魚沼市まちづくり委員会	桑原 郁夫
魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会	星 麻衣
湯沢町商工会	林 敏幸
一般社団法人湯沢町観光協会	小林 庄一
住民参画	上原 唯司
住民参画	小島 花織
津南町商工会	高橋 政徳
津南町観光協会	樋口 明
津南町農業協同組合	宮澤 嘉孝
中津地区振興協議会	田中 ふみ子